

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(7)

目次

規則

- | | |
|---------------------------------------------|---|
| ○公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

規則

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第23号

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成27年富山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第2号中「及び第21条第2号」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第21条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号」を「中期計画」に改め、同条各号を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「新規則」という。）第7条の規定は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に係る令和6年4月1日以後に開始する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）に係る事業年度の法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。
- 3 新規則第2条第5項第2号及び第21条の規定は、法人に係る令和6年4月1日以後に開始する中期目標の期間に受ける法第11条第1項に規定する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価について適用し、法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。
- 4 法人が、この規則の施行の日後において、令和6年4月1日前に開始した中期目標の期間に係る法第26条第1項に規定する中期計画に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第5条の規定による改正後の独立行政法人法第78条第5項に規定する指標を新たに定めた場合には、前2項の規定にかかわらず、新規則第7条の規定は当該定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新規則第21条の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

（学術振興課）

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第24号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する

規則

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則（令和4年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「誓約書」を「奨学資金借用証書兼誓約書」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第11条第1項各号列記以外の部分中「奨学生」を「奨学資金の貸与を受けている者（以下この条において「奨学生」という。）」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

奨学資金借用証書兼誓約書

年 月 日

富山県知事 殿

本 人 決定番号

氏名 印

保証人 氏名 印

保証人 氏名 印

借用金額 円

私は、上記のとおり富山県大学生等留学支援奨学資金の貸与を受けることになりました。

については、富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例及び富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の規定に従い、保証人と連帯して遅滞なく返還することを誓約します。

本人	氏名		年 月 日生
	住所	郵便番号	電話番号
	大学等の名称及び所在地		
保証人	氏名		年 月 日生 続柄
	住所	郵便番号	電話番号
	職業及び勤務先		年間収入金額 円
	氏名		年 月 日生 続柄
	住所	郵便番号	電話番号
	職業及び勤務先		年間収入金額 円

備考 保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例施行規則の規定により奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けた者に係る誓約書及び借用証書については、なお従前の例による。

(学術振興課)
